

1. 資源物とごみの分け方・出し方

プラスチック製容器包装類（週1回 □ 曜日）

2ページで曜日確認

容器包装とは、商品や食料品の中身を出したり、食べたりして不要になった容器、またはそれを包んでいた包装材をいいます。

対象になるもの

プラスチック製容器包装のマーク（・）がある品目が対象になります。

●ペットボトル

（マークがあるもの）



★キャップがついたままだとリサイクルをする際に支障があります。

①キャップとラベルは、はずして一緒に指定袋へ（金属製のキャップは燃やさないごみへ）



③軽くつぶす

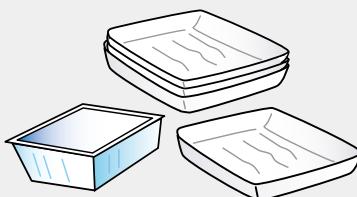
●ボトル類

シャンプー・洗剤・ソース・乳酸菌飲料などのボトル



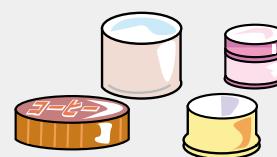
●トレイ類

生鮮食料品・惣菜などのトレイ



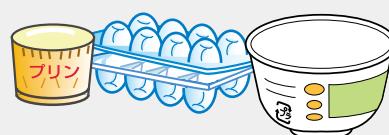
●カップ類

インスタントコーヒーやペットボトルなどのプラスチック製カップ



●カップ類

プリン・卵パック・カップめんなどの容器



●チューブ類

マヨネーズの容器・歯磨き粉やわさびなどのチューブ



●ネット類

野菜や果物が入っていたネット（発泡スチロール製ネットを含む）



●ポリ袋・ラップ類

レジ袋・お菓子の袋・食品や惣菜などを包むラップ

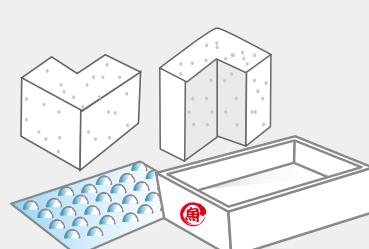


☆値札やバーコードのシールをはがす必要はありません。

☆生ごみを入れる小袋としてレジ袋を使用した場合は、排出時に燃やすごみ用の指定袋に入れて出してください。

●発泡スチロールなどの緩衝材類

家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材など



☆袋に入らない大きさのものは小さくして袋に入れてください。

プラスチック製容器包装用 (Plastic Container and Wrapping)



お願い

- 風が強い日は、袋が飛ばないようご注意ください。
- ペットボトル等に刃物や注射針等を入れて出さないでください。

対象外のもの

プラスチック製商品そのもので「燃やすごみ」扱いのもの(主な例)

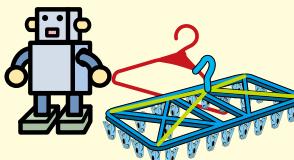
✗ CD・DVD
(ケースを含む)



✗ 長靴・ビニール
ホース・ゴム手袋



✗ おもちゃ(プラ製)
ハンガー(プラ製)



✗ 洗面器・歯ブラシ
スポンジ



✗ まな板(プラ製)
タッパー(保存容器)



✗ 植木鉢(プラ製)



燃やすごみへ
4ページ参照

※在宅医療廃棄物のチューブやバッグ類は、プラマークが付いていても「燃やすごみ」として出してください。

———
25ページをご覧ください。

プラスチック製商品そのもので「大型ごみ」扱いの主なもの

✗ 灯油ポリタンク
(18リットル以上)



✗ 衣装ケース



✗ プランター



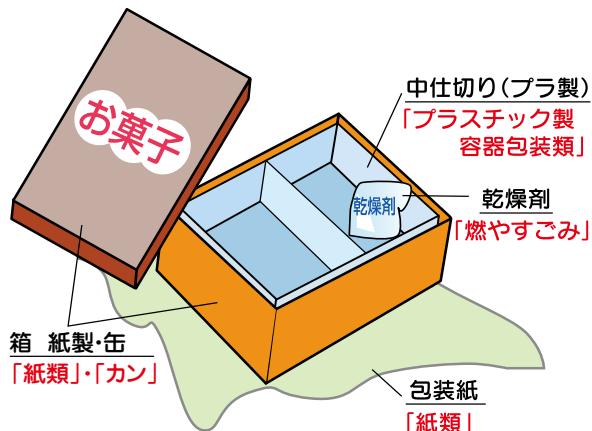
大型ごみへ
13ページ参照

プラスチック製
容器包装類

《容器包装類の分け方参考例》

同じ容器や包装のものでも、素材により分別区分が異なる場合がありますので、ご注意ください。

菓子箱



電化製品などを購入した箱の場合

